

## 封建時代後期（一宮、東浪見地区その他）

年）里見義豊に従い、夷隅郡を討ち取り、万木に城を構えた。天文の頃、本納城に黒熊大膳亮景吉あり、土氣城の酒井小太郎定隆は、里見氏に属し、長享年間土氣之古城を再興した。安房に里見実堯あり、上総介となり、永正十五年（一五一八年）春、真里谷城に居た。

一宮城は、その間に介在する一支城に過ぎなかつた。

戦国時代の郷土の概観 一宮附近は、往古、一宮庄といわれていた。千葉大学教授小笠原長和氏の説によると、現在の一宮町、高根、上之郷、中之郷等、現存の地名の区域を含む睦沢村をあわせた九十九里南端の丘陵地帯が、往古の一宮庄と考えられる。足利末期、甲斐源氏武田信長が上総に入国、康正二年丙子（一四五六年）正月長南、真里谷両城を築き、上総介となつた。應仁元年（一四六七年）に起つた應仁の乱後、国内は乱れ、守護地頭の制度も衰え、守護大名の勢力が増大し、群雄は各地におこつて、政防に寧日なかつた。上総一宮を中心とする、東上総の状況をみると、大多喜城に正木大膳時綱あり、勝浦城に正木左近太夫あり、時綱のとき、三浦をあらためて正木氏と称した。万木に土岐頼房あり、文亀二年（一五〇二）

### 戦国時代の郷土の概観

一宮附近は、往古、一宮庄といわれて

いた。

千葉大学教授小笠原長和氏の説によると、現在の一宮町、高根、上之郷、中之郷等、現存の地名の区域を含む睦沢村をあわせた九十九里南端の丘陵地帯が、往古の一宮庄と考えられる。足利末期、甲斐源氏武田信長が上総に入国、康正二年丙子（一四五六年）正月長南、真里谷両城を築き、上総介となつた。應仁元年（一四六七年）に起つた應仁の乱後、国内は乱れ、守護地頭の制度も衰え、守護大名の勢力が増大し、群雄は各地におこつて、政防に寧日なかつた。上総一宮を中心とする、東上総の状況をみると、大多喜城に正木大膳時綱あり、勝浦城に正木左近太夫あり、時綱のとき、三浦をあらためて正木氏と称した。万木に土岐頼房あり、文亀二年（一五〇二）

に落城した。（土氣古城再興伝事記）

永禄五年（一五六二年）五月里見義頼、万木城主土岐頼春、大多喜城主正木盛賢等は、兵七千騎を率いて一宮城主内藤久長を攻めた。久長は東条国光等と郷民を募り、共に防ぎ、同年七月長南城主武田信榮、内藤久長を援けて不意に大多喜城を攻めたので、城主正木盛賢大に驚き大多喜に帰つた。同八月、里見氏が援軍を大多喜城に送つたため、一宮軍は支えることが出来ず、九月九日落城した。（長生郡郷土誌）この時玉前神社も兵火に罹り、神官田中某は、社人と御神体を奉じて下総国飯岡に奔り、郡司海上忠常を頼り難を避けた。

永禄五年（一五六二年）七月二十日、正木左近太夫時忠は、糟谷

大炊助を一宮城に攻めたために一宮城は落城し、時忠が一宮城に居つて北条氏康、氏政に属したので、里見義堯大いに怒り、一宮城を攻めること数カ月、北条氏は時忠、時通を援けることが出来なかつた。そこで時忠は和を請い、義堯に属し、弟時通を一宮城に居らしめた。その時の制札が觀明寺に保存されてある。

永禄七年甲子極十三日（觀明寺）文書

日 時通 花押

註 時通は大多喜城主正木大膳時綱の四男、左近太夫時茂左近将監時忠の弟也。

勝浦城主正木時忠、時通は永禄五年、七年と二回にわたり一宮城を攻め、時忠は勝浦城により、時通を一宮城に居らしめた。時忠は、天文三年（一五三四年）四月、里見義堯を助けて房州稻村城に里見喜豈を滅し、同九年勝浦城を奪つてここに居り、天文十三年（一五

四四年）八月、兄時茂と大多喜城を攻めて武田朝長を殺し、時茂を此處に居らしめ、永禄三年下総国にきり出し、同九年まで小見川相根塚を取り、七年の間、國中に乱入し、香取神宮をも冒した。

（香取文書）

永禄九年八月二十五日、武州瀧山城主北条氏照が勝浦城主正木時忠に送つた書状に、

「一宮先蹟、新地に遷さる。彼の社中並社宿以下守護不入の印形の事承り候」（三浦文書）

とあるのは、上総一宮玉前神社の社地を、新地に遷した事實を示している。（守護使の入部による徵稅免除である）。

天正十年（一五八一年）六月、里見義頼は書を寄せて、玉前神社に宮地を寄附した。

正木左近太夫は、一宮城主正木寛之助、根古屋（大多喜）の城

主正木大膳のためには伯母聟である。天正十五年（一五八七年）、大

膳は対之助を頼み、放浪の後、上総国勝浦城を居城とした。天正十

六年（一五八九年）二月、正木左近は、小浜城主鎌田美濃守が北条氏直と合戦

千違犯之輩者、可処罪科之状如件

正木左近太夫は、一宮城主正木寛之助、根古屋（大多喜）の城

主正木大膳のためには伯母

の留守に、小浜城を夜討で攻め取つた。同年九月下旬、正木大膳は上総國万木城を攻めたが、落すことができず、やむなく八幡の陣へ帰つた。(房総治乱記)

天正十七年五(一五八九年)四月下旬、里見刑部大輔義頼は房州に勢を振い、上総國小浜城主鎌田美濃守を従えて伊豆表へ出船の隙に、勝浦の正木左近太夫正康は、小浜の城を奪い取つた。そして、

一宮城主正木寛之助を味方とし、謀を廻すうちに里見義頼は館山へ帰城、大いに怒つて、丸の城主山川豊前守、鎌田美濃守をして小浜の城を攻めさせた。房州勢、軍評議の中、一宮城主正木寛之助、万木城主土岐小弼が後詰に来るとの風説があつて、海路房州へ帰つた。(関八州古戰錄抄)

天正十七年五月、小田原城主北条氏直、房州見里を征伐しようとした八カ国軍勢を催した。時に万木城主土岐右京太夫頼春は、家臣大曾根右馬允、三階団書助を代官として三百余騎を率いて小田原に援兵した。この隙に、長南城主武田兵部少輔信栄は、家臣多賀六郎左衛門、同勘解由左衛門をして、兵四百騎を差し添え、万木城を攻めた。佐々駿河守の籠る亀ヶ城には、長北城主(一宮城主とも云う)鶴見甲斐守の七十騎にて抑え、鶴見弾正忠の籠る鶴ヶ城へは、一宮隼人の五十騎を差し向けて、その後、武田信栄は寅の刻に馬の轡を結び、ひそかに兵を率いて万木に向い松の丸に陣を張つた。城主頼春よく戦い、土岐の家人矢竹の城主浅生主水助、近郷の士民百余人在めて後詰に来たので、万木勢は大いに振る、武田勢は悉く敗走した。土岐の軍勢は勝に乗じ、松丸、菅谷、大神まで追いかけ、菅谷

と大神の境の「日の子坂」で長南勢を破つた。この時鶴見甲斐守は、高藤城で割腹している。長北城は何處であるか不明である。後の考証を待つ。(房総軍記)

註1 正木寛之助は正木時忠の孫なり。

2 長北城主鶴見甲斐守とあるが、甲斐守が高藤山で割腹しているので長北城は高藤城の事か。

天正年間、一宮城主正木寛之助は、千葉城を攻めんとして兵五百騎を集め、途に上つた。千葉邦胤はこれを知つて中村雅楽助、設楽左衛尉に命じて草刈村でこれに備えさせた。時刻を過ぎても到着しないため、すんで六地蔵村鼠坂で待つた。正木の軍勢はこれを知らず、鼠坂を越えようとして巨木巨石を投げられ、その上鉄砲にうたれて、「一宮軍敗走した。(上総国誌)

天正十八年庚寅(一五九〇年)正月十九日、大多喜城主正木大膳は、俄かに大軍を起し、万木城を攻めようと夜中に出発した。土岐右京太夫頼春はこれを知り、刈谷の難所で待ち、正木は不意を討たれて敗退した。同年寅三月、豊臣秀吉は兵二十万を率い、北条氏政、氏直を小田原に攻めた。その時、徳川家康麾下の別働隊本多忠勝、平岩親吉、鳥居元忠等は、兵数万を率いて房総に攻め入り、一夜にして房総四十八カ城を落城せしめ、万木城主土岐右京太夫頼春は、城に火を掛け、家臣を率いて小浜の浦から小船に乗つて平潟に漂着し、三河国に至つて蟄居した。その後、平潟姓を賜つたといふ。長南城主武田兵部少輔信栄は、開城して信濃国松代長国寺に蟄居し、同寺で死んだといふ。

### 禁制(觀明寺文書)

上総國一宮觀明寺并門前

一、甲勢甲乙人等濫妨狼藉事

二、放火事

三、対當寺中門前百姓等非分之儀申懸事

右条々堅令<sup>ニ</sup>停止<sup>ニ</sup>訖、若於<sup>ニ</sup>違犯之輩者<sup>ニ</sup>忽可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>嚴科<sup>ニ</sup>者也。

天正十八年六月 秀吉 朱印

この制札は豊臣秀吉が房総鎮圧の際治安維持のため、一宮に建てたものでいま

長五年)、新対村の御園生丹後、渡辺市左衛門、丸島庄兵衛、森田九郎右衛門、永島五郎兵衛の五名が、大多喜郷士(城主本多忠勝)として出陣している記録があるので、その頃は、すでに村落が形成されていたものと思われる。

船頭給は、古来より長柄郡一松郷に属し、もと一村であったが、戦国以降において小村に分れた。伝説によれば、治承年間源頼朝が石橋山の戦に敗れて、海路房州へ渡り、更に鎌倉に向う途中、村人がこぞつて渡船に協力したので、「給<sup>ニ</sup>船頭<sup>ニ</sup>」の故事にちなんで、船頭給の地名を賜つたと云われている。草創百姓といわれるものうち、田中氏の祖は慶長十七年(一六一一年)、木島氏の祖が寛永八年(一六三一年)に歿しているので、帰農して当地に居住したのは天正の頃と思われる。そのほか草創百姓としては鵜沢氏・酒井氏がある。その後、享保年間に中村・島崎両氏の一族の二十余軒が、一松郷中里より移住している。

新地は、上杉謙信の重臣、鬼子島弥太郎の兄の六郎三郎高保が、四子と一族郎党を引きつれて当地の開拓にあたり帰農したのが、初期の開拓とみることができよう。

宮原は、貝殻堤という原始時代の遺跡もあり、南宮神社が応仁二年にいまの地に勧請されているので、開拓は他に比較して早かつたようである。古来より長柄郡に属し、土方氏の采邑地であった。土方氏・織田信雄の家臣で河内守と称し、小田原の陣に戦功あつて、土方の称を賜つたものという。本国は尾張、姓は藤原である。土方宗左衛門亟は、慶長二年(一五九七年)には加藤左馬助嘉明に



此塩場	五百七十尋	一、高六石六斗四升三合九勺六才	代永	三百八十五文
此取塩	四十四俵	一、高六石六斗四升三合七勺六才	代永	三百八十五文
此塩場	百七十七尋	一、高七石六斗二升八合二勺	代永	四百十五文
此取塩	二十七俵	一、高七石六斗二升八合二勺	代永	四百十五文
此取塩	八十四尋	一、高七石九斗五升二合七勺八才	代永	四百六十五文
此塩場	二百十七尋	一、高七石九斗五升二合七勺八才	代永	四百六十五文
此取塩	三十一俵	一、高七石六斗二升八合二勺	代永	四百六十五文
此塩場	三百十七尋	一、高七石六斗二升八合二勺	代永	四百六十五文
此取塩	六十四俵	一、高七石六斗二升八合二勺	代永	四百六十五文
代永	四百九十六十二文	一、高九石一斗四合四勺一才	代永	四百三文
此塩場	三百尋	一、高九石一斗四合四勺一才	代永	四百三文
此取塩	三十七俵	一、高九石一斗四合四勺一才	代永	四百三文
代永	五百七十五文	一、高十五石八斗七升一合二勺二才	代永	四百四十六文
此塩場	五百尋	一、高十五石八斗七升一合二勺二才	代永	四百四十六文
此取塩	六十四俵	一、高十五石八斗七升一合二勺二才	代永	四百四十六文
代永	四百九十六十二文	一、高十五石八斗七升一合二勺二才	代永	四百四十六文
此取塩	二十一俵二斗八升	一、高八斗六升一合二勺三才	代永	五百六十九文
此塩場	二十四尋	一、高八斗六升一合二勺三才	代永	五百六十九文
此取塩	三俵二斗六升	一、高八斗六升一合二勺三才	代永	五百六十九文
代永	九十四文	一、高八斗六升一合二勺三才	代永	五百六十九文
此塩場	百十八尋	一、高六石二斗二升七合九勺一才	代永	一百六十九文
此取塩	五俵一斗五升五合	一、高六石二斗二升七合九勺一才	代永	一百六十九文
代永	六百六十一文	一、高六石二斗二升七合九勺一才	代永	一百六十九文
此塩場	三十二尋	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
此取塩	四俵一斗五升	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
代永	百二十一文	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
此塩場	四十八尋	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
此取塩	四俵六升七合	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
代永	三百十八文	一、高一石一斗七合二勺九才	代永	九百三十文
此塩場	八十六尋	一、高三石四斗一升五合三勺九才	代永	九百三十文
此取塩	十三俵四斗四升	一、高三石四斗一升五合三勺九才	代永	九百三十文
代永	三百七十四文	一、高三石四斗一升五合三勺九才	代永	九百三十文
此塩場	二百七十五尋	一、高五石一斗六升七合三勺七才	代永	三百八十五文
此取塩	三十七俵	一、高五石一斗六升七合三勺七才	代永	三百八十五文
入山津村		新安村	原村	船頭給村
		前里村	中里村	中里村
		大坪村	鷺大村(三郎左衛門組)	鷺大村(藏之助組)
		鷺北野村	新地村	

一、高五石一斗六升七合三勺七才

新屋敷村

代永 四百六十文

此塩場 百八尋

一、高二石八斗二升四合八勺三才

蟹道村

此取塩 二十一俵

此塩場 六十二尋

一、高二石六斗二合三才

溝代村

代永 三百文

此取塩 二十六尋

一、高五石四斗一升三合四勺三才

中嶋村

此取塩 八俵一斗九升

此塩場 百三十二尋

一、高一百四十五文

代永 五百九十二文

一、高一石七斗六升九合一勺一才

貝塚村

代永 四百六十文

此塩場 五十九尋

一、高三石一斗六升九合三勺二才

江尻村

此取塩 七俵一升五合

此取塩 十一俵一斗四升

一、高一石七斗八升五合四勺六才

久手村

代永 三百四十七文

此塩場 百十尋

一、高一石七斗二升一合四勺六才

高塚村

此取塩 十一俵一斗六升

此取塩 十二俵四斗四升

一、高一石七斗八升九合四勺六才

貝塚村

代永 四百六十文

此取塩 七俵三斗一升

此取塩 六十二尋

一、高一石七斗八升九合四勺六才

久手村

代永 三百四十七文

此取塩 七俵一升五合

此取塩 七俵一升五合

一、高一石七斗八升九合四勺六才

貝塚村

代永 三百四十七文

とあり岩沼高の内容がうかがえる。岩沼高は本田畠年貢の外の「塩納之地」として臨海村、内陸村に課した年貢であるので、各村々に

おいては過重の負担に苦しみ各地に塩場争論を起している。

(註) 幸治村、五井村、中里村、鷺村、古所村、牛込村、八斗村、荆金村、浜宿村、観音堂村(南白龜郷)、船頭給村、新地村、高塚村、原村、新筈村、初崎村、江尻村、前里村、中里村、大坪村、中島村、久手村、城之内村、濱代村、新屋敷村、貝塚村、兵庫内村、入山津村、鷺大村、鷺北野村、蟹道村(松郷)、一宮本郷、新筈村(一宮本郷村)

「一宮本郷と東浪見村塩場境の事」

享保五年(一七二〇年)子の春一ノ宮村と塩場境論出来候て阿部因幡守様御役所、岩沼村御代官所え度々罷出候得共、内々にて分明申さず、江戸屋敷え罷出で前々の塩場境の通り段々申上候。阿部因幡守様、屋敷え一ノ宮村役人申上げ候儀ばかり御承引取極、東浪見村より申事誠に古來の証文まで一向、御用不取極、浦方塩場年貢古來より間数にて上納仕候。東浪見村の申分相定め不申、其上絵図取り仰付け、絵図も出来いたし同年八月中江戸屋敷え罷出し、弥右も仰出しの通り間数東浪見村田地境を三百間余さしお誠に塩場分木立置、絵図証文も右之通に御座候。一ノ宮村御地頭付の時、浦方代官飯塚吉兵衛、一ノ宮村の人にて一ノ宮村勝手のための書物なども東浪見村より渡し、少しの事もさし合になり、因幡守様御役人衆一ノ宮村を御引取極め、東浪見村申分非分になり、浦方塩場境成り、大分に東浪見村浦中までとられ申候。(万覚書写小安惣左衛門文書)

「東浪見村と中原村塩場境の事」

元文三年(一七三八年)中原村と当村(東浪見村)出入に及び候。中原村より申立候は中原、綱田両村山境入道ヶ谷通り見とお

し、古来所持の場所を寛永年中取極め申し、中原本田畠之内名所

「目干ど」繩請の田地欠入候様申し、又東浪見浦塩場之儀は、千七百八十八尋にて、尋外の場は中原山欠入の場所、れんくと砂浜に成り候、色々申立願候得共、東浪見村より申上候は古来より

天正の証文も外欠浦共東浪見村と有之事に候得共、和泉浦境「す

ぐめ嶋」迄東浪見村所持の場所に相違無御座候。扱又浦つぎ御

廻状も当村より和泉村と継ぎ來候得ば、塩場之儀も彼方より尋と申上候へども「間」「尋」同様之由申し上げ、又中原繩請之田畠

欠候由申上候共、左様之儀更に無之様申し上げ、古来綱田村東浪見山境「すぐめ嶋」まで境目相極り候様申上候。扱又取仰は候絵

図に張札して差上候故、御檢使原新六郎様岩川政右衛門様、天野

候處相違無之、中原村繩請之田畠欠候様其駄、不相見、又塩場之事も中原村より「尋」と申立て候得共、東浪見村、一ノ宮本郷

と先年塩場境論有之、其節浦方地頭所阿部因幡守役所にて千七百八十八尋と有之上は「間」「尋」同様にて中原村申立て相立

がたし、先年破船等世話いたし候由、彼是東浪見村申所明白にして中原村一々相立難き段取仰聞れ、双方之口上書相済候處、中原

村再検願上申候、再檢使御出相成候處、御吟味は先檢使御吟味に

さして相替なき儀口上相済候。然處元文五年（一七四〇年）春御

戴許有之、両度之御檢使塩場の儀、本郷場境より大唐山際迄繩入有之候へ共余歩無之候。其節「すぐめ嶋」迄欠下三百一間は

改出しに相成り、右三百一間改出しの内「目干ど」下三十間中原

村へかし置申候。（万覚帳写小安惣左衛門文書）

又元禄十四年巳年（一七〇一年）堀外記様御領分の節、一宮本郷新笠村より塩場論争の砌、綱主一統より一松郷塩場二千三百間

に相違無之旨訴状持仕候。

「東浪見村と一宮本郷塩場出入御載許証文」（町有文書）

上総國長柄郡一宮本郷、同國同郡東浪見浦方之事、御訴え候は、浦方の儀、慶長年中本多中務小輔様、御領地の節より三十四ヶ村間数を以て坪等に浦境打立來り候。本郷村八百十四間の内七十二

間は、東浪見より本郷へ定め、小作間数分明の高、東浪見より本郷浦之踏込み、此の度境抗相立て候段申候。東浪見より答え候は、

天正年中土岐大膳太夫領知の節、訴え奉り、串田の証文を以て、前代の境場所に境抗打立て候旨申し、双方逐一吟味を遂げ候處、

天正の証文これ有りと雖も信用し難く、慶長年中より三十四ヶ村、間數を以て相互に浦境を仕来り、堀外記様御領知の節、本郷村役所え東浪見より浦方間数千五百四十八間と書出候帳面今般本郷村

より証拠の為めに差出の塩納之高は塩辻を以て納來り候。本郷、東浪見争論に付、残る三十二ヶ村えも相尋ね候處、慶長年中より

三十四ヶ村浦方間数を以て相定來り候段、分明と為り新笠村浦境より南の方へ、八百十四間は本郷内七十二間は東浪見より定小作本郷村浦と相定め、墨引き右墨引きより南の方へ千四百七十六間

は東浪見浦本場なり。本郷村えの定小作七十一間合せ千五百四十八間、且綱田村小作場二百四十間之れを加え、都合千七百八十八

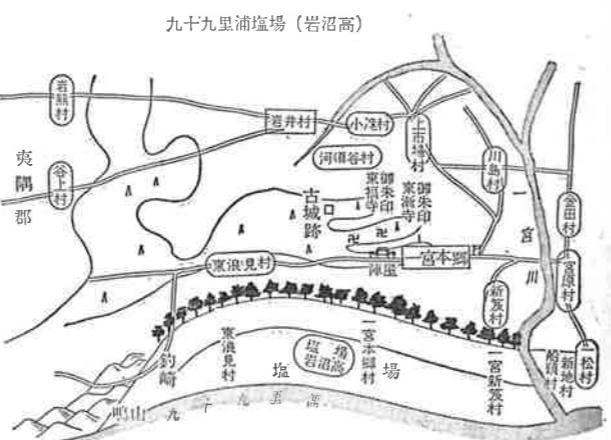
間余は東浪見村持浦と相定め、絵図裏書印判を加えて裁断せしむ、双方へ下書の者也。

阿部因幡守役人  
粟飯原八郎左衛門  
落合宇右衛門  
享保四年亥己八月  
名取又左衛門  
芳沢佐五右衛門  
白井六郎右衛門

「松郷塩場二千三百間（尋にて割る）、二千七百六十尋で埴生川流末百八十一間は除地となり実際には二千百十九間であった。」

『船頭給村海岸持浜百八十一間訴訟の事』

当七月中長柄郡船頭給村名主豊治、百姓代治郎右衛門より船頭給村地先に當り同郷塩浜二千三百間之内海面百八十一間除地在之向申立て御見分の上、渡辺半左衛門知行所より小前一同相当の御年貢御上納進退仕度旨願上候に付き、当九月中御見分の為めに御出籠り成り、郷内村々之右様有無御尋ね御座候に付き、浦名主共より申上げ奉候は、前書百八十一間の場所は一ノ宮流末、水落口、川敷場所にて船頭給村地先の場所と申す儀、聊か無之、右流末の儀は砂川の事、洪水高浪の節は川口変地御座候得共、百八十間は川口に相当り、村方代地に相成り是迄差支無之段申立候処、右川浦場所の儀は明正に相分り候得共、兩人共より願上候はたとえ川口水中でも御年貢御上納進退仕度段書面書上候得共、當浦之儀は九十九里と唱え鰯場地内之一ノ宮川流入塩場は勿論川口



の儀は大風高浪の

節は一夜の内にも二百間、三百間南

北無差別に欠け崩れ候故、古来より

三百間は由緒在之、二十二ヶ村進

退籠在候場所にて

豊治又は外々より可取差障の筋更に無之段書面奉

差上候處、今般隣

村役人共扱に立入

り、豊治、治郎右衛門全く前書百八十一間の場所は古来より川敷場所とは一向相弁えず、右駄兩度筋の通り御願立仕度段今更判明承服仕候につき、郷内春子の繩入れ早々御願下され仕度段、及挨拶候に付、双方聊無之申分熟談仕候上は御願筋取改無御座

候。

天保十三寅年十月

渡辺半左衛門知行所

上総國長柄郡一松郷船頭給村

扱人物代 名主 豊治

小前惣代 百姓代 治郎右衛門  
当國代官所

同國同郡同郷入山津村外二十一ヶ村

浦名主

築紫石近知行所

同國同郡南白亜郷幸治村

名主 源兵衛

加納遠江守領分

同國同郡一ノ宮本郷村新安村

名主 文右衛門

市左衛門

岩沼高三百七拾石之内

上総国長柄郡

一宮本郷村

篠田藤次郎様

御役所

前書の通り願出差上候に付き双方え控置申候 以上

以上のように塩場論争は各地で起つてゐるが、浦浜稼は豪農の浦

名主によつて所有され、一松郷においては、袴摺浦名主によつて所  
有されていた。浦名主は、漁業鑑札をもつて浦名主一同から承認さ  
れ、塩場稼、地曳網、難破漂流等の海中海岸でのすべての仕事を、

一手に引き受け行なつていた。この袴摺浦名主は、元禄の頃十七  
人、天保の頃三十六人となり、一松郷塩浜一千三百間を分割所有し、  
東浪見村では、塩場千七百八十八尋を上、中、下三場に分け、三口

合せて三十五尋半を一反歩といい、三十六人で所有していた。

これらの塩場地主は、それぞれ塩場小作人をおき、作錢六百文を納

此取塩拾七俵 但五斗入  
此永 一貫三百八文 但永一貫文  
外

一、米二合 御伝馬宿入用  
一、米八合 六尺給  
納合米壹升

右之通當御取筒相極候間、村中大小之百姓立会無高下、致割  
合一極月十日を限り急度可皆済、若於遲滯者謹責以可申付者  
也

享保十一年午十月

荻原源八郎

## (2) 袴摺浦名主

袴摺浦名主は、前述の岩沼高と非常に関係が深く、一松郷だけに  
見られるもので、塩場と地曳網を一手に握つており、郷村内では最  
も有力であった。その由緒をみると、本多中務太輔は、慶長五年  
(一六〇〇年) 閔が原の戦の時、大多喜城の留守居を一松郷木島武  
左衛門外十七人の長百姓に頼み、帰陣後これら十八人に褒美として  
袴をはかせて登城させ、浜付村の塩場稼、地曳網の権利を子々孫々に  
至るまで許可する旨仰出された。当時は房総諸城の落城後であり、  
一宮本郷は里見氏の家臣で、東浪見村は土岐氏の家臣で隠遁帰農し  
た者が多く、闕が原出陣後の不安があり、一松郷は信州上杉氏の家  
臣の隠遁帰農したものが長百姓として勢力をもち、すでに豊臣氏の  
幕下であった上杉氏は、不安の少ない一松郷の長百姓を城番に依頼  
したのである。

「一松郷之儀者、往古一村にて慶長之度、本多中務太輔様御高十  
万石にて上総国大多喜御城主之節、閔原御陣の砌、一松郷長百姓  
共之城番取り仰付、大切に相勤寵在候處、御帰陣後、慶長六年丑年

御領分一統御檢地御座候節、右御城番相勤候長百姓え、為御褒美  
塩浜二千三間之内、夫々之取り下し置かれ、末々迄相立候様にと  
の御儀に付き、袴摺と申す浦名主迄取下置候」(長生村米倉文書)  
一松郷における袴摺浦名主は、一宮本郷、東浪見村で云う浦名主  
より、塩場、地曳網、海中海上における権利が相当強かつたものと  
思われる。船頭給村、新地村には当初袴摺浦名主はなく、地曳網が  
盛んになった元禄の頃塩浜を買ってその一員となつてゐる。

めさせ、浜稼をさせた。塩場は揚浜式で採塩され、殊に真夏に行わ  
れ、燃料は笹竹、松葉を使い、自家用とし、一部は東金、大網、成  
東へ振り売りされた。また、内陸村の者は燃料を持参し、塩場小作  
人と共同製塩して製品を分配した。東浪見の塩は、品質のよいので  
有名であった。九十九里浦の塩場は、明治になって再分割され、水鰯  
買上権が分割された。間もなく揚操網があらわれ、地曳網が衰える  
に至つて塩場権利はなくなり浦名主の権利も消滅した。

仙藏等九人は、江戸靈岸島廻船問屋小泉直之助に雇われ、陸奥国石  
の巻湊島田帶刀支配所へ年貢米引取のため、天保十一年六月十日江

浦名主は、漁業鑑札を持つて浦名主一同から承認され、塩場稼、  
地曳網、難破漂流船等の海中海岸での一切の仕事を引き受け行な  
つていた。

享保年間九十九里浦の木材積込の大船、暴風雨の為め一宮本郷、  
一松郷境へ寄る時浦名主共にて木材を両村にて分け、一部は鷲山寺  
堂宇建築用に充て、一部は一宮本郷觀明寺仏堂建築用に充てた。(觀  
明寺文書)

天保十一年(一八四〇年)、駿河国有渡郡清水湊の清次郎船沖船頭  
仙藏等九人は、江戸靈岸島廻船問屋小泉直之助に雇われ、陸奥国石  
の巻湊島田帶刀支配所へ年貢米引取のため、天保十一年六月十日江

戸を出帆し、七月三日石の巻湊へ着船、同所中沢屋幸助方で豊島幸助から米千六百二十俵一斗を積受け、同月十六日出帆したが、天候不良のため陸奥国折の湊へ船掛し、二十八日寅の刻まで滞船し、同日卯の刻順風により同所出帆九月朔日、上総國九十九里一松郷沖合に差掛りし所、俄に暴風雨となり、荒波のため難船し、伝馬船に打乗り辛じて磯辺に着き浦人に救助された。

一松郷の浦人は、九月一日から十二日まで世話を致し、更に十三日、東浪見村から屋形村まで沿岸の地曳網や魚具を出して、米や船具を探し、糀米十五俵と船員や船体の破体等を発見した。米は近浦に入札させて山辺郡小関村で落札した。これは糀米五石四斗で、代金は一両一分に永百三十六文であった。(長生村史)

この袴摺浦名主は、最初は十六人で、元禄年間に十七人、天保十三年(一八四二年)に三十六人、嘉永年間に四十二人に増加した。その理由は、元禄年間から次第に、あるいは急速に地曳網いわし漁業が盛んになったからである。この頃から袴摺浦名主は株仲間に加入することを許可した。袴摺浦名主は、享保二十年(一七三五年)卯高入地と安永五年(一七七六年)の午高入地を繩受けして新開所有者となり、船頭給村縫之助は「村畠一町六段五畝を十名に売り渡し」浜芝地開拓権によつて耕地を拡大するかたわら、質地を兼併して大地主となり、千両株といわれる地曳網々元としての経済力を涵養していた。縫之助には譜代百姓が十八戸もあり、宝暦の頃「持高一石につき作銭八

百文」を出させている。それら十八戸の百姓は、「いわれ無く差し出して来た事は迷惑至極」で、「際限がなく取立てられては百姓の相続はむづかしい」と、作銭から解放されようとして訴訟を起している。この訴訟への裁許は、

1 檢地帳に分附百姓の肩書があるから草分百姓でなく小作人である。

2 縫殿之介は當時隠居していたから安永五年の一揆の時は隠居の家財のみが欠所となつた。

木島家と譜代百姓十八名は「今後貴殿に対し、不敢不実の取計はしない。万一小作銭が滞つたり、不法の行為があつた時は土地を取り上げられても一言の異議を云わない」と前書して、小作契約を更新している。その内容は、

1 高一石につき、作銭八百文は先年通り滞りなく貴殿に納めること。

2 家作の事、その外何事も万事御指図に従つて取り計らうこと。  
3 田畠植付や収納の時は従来の仕來り通り貴殿に罷り出て相勤める事。

4 浜家作は先前通り、御差図に従い、乗組法御為に相成る様に勤めること。

5 小作人の中相続人がない時は、親類相談の上取り計らい、万一家作人がない時は貴殿にお願いする。

小作人は隸農であり、袴摺浦名主は非常なる権力を持ち明治に至つてている。

検地と石高 検地は土地の面積、等級を定め、石高を知り、それによつて地租額を決定することで、昔から行われていた。大宝令では図帳が作製され、平安時代には検田帳の作製が莊園で行われた。鎌倉時代にはこれ「田文」といい、公領、莊園をとわず田畠の種類、面積を記し、一国毎にまとめたものを「太田文」といった。室町時代には全国が殆んど有力な武家の領土、社寺の領土なつて検地が行われた。戦国時代の末期になると、諸々に有力な大名が現われて自領内を検地している。北条氏康は天文十一年(一五四一年)から相模国を、北条氏政は元龜元年(一五七〇年)に武藏国、相模国、伊豆国を天正年間に上野国を検地している。天正二年(一五七四年)に上杉謙信が越後国を、徳川家康は天正十二年(一五八四年)に駿河、信濃、三河、遠江、甲斐の諸を検地している。検地の目的は、自國の戦力を増強せんとして農業生産力を正確に知るためにあつた。殊に豊臣秀吉は、天正十年から慶長三年まで厳重に行つた。秀吉の検地は長束正家、増田長盛に行わせた文禄の検地が代表的な検地である。「人掃」と共に国勢を調査し、むしろ近世封建制の再編成にあつた。そして年貢を完全にとりたてることで「一地一作人」の原則をたてた。太閤検地の時は、初めは寺社や武士に「指出」を出させた。「指出」とは自領の面積を申告した帳面である。この「指出」を基礎として名主を案内とし、検地役人が実測し、等級をつけ、石盛を定めた。「指出」より実測が大であった時は、その面積を「打出」といて、寺社は所有權を没収され、武士は領地權を没収されるか、その分の軍役を負担させられた。また大名、武士に対

する検地は領地の変更毎に行われた。百姓は「一地一作人」で固定され、大名は新領土に移るが、農民は後に残るので大名の地盤關係は弱くなり、中央集権を強大にすることができた、秀吉の検地の基準は、次の如くであつた

一、六尺三寸の棹を以て、五間六十間、三百歩と相定む事。

二、田畠並在所之上中下、能々見届年代相定事。

三、国米一石に付一升宛、其外役米一切出すべからず事。

四、京耕を以て年貢を納所致すべし。売買並に同耕にて為すべき事。

一、年貢米五里とし相届く可く、其外は代官給人として持つべき事。

秀吉は、近世封建制確立のために、「太閤検地」をあらゆる犠牲を払つて行わんとした。このことは奥州検地に当つて、検地奉行浅野長政に下した手紙によつても伺える。

被仰出候趣、国人並百姓共に、合意行候様に、能々可申聞候。自然不相届、不覺悟之輩於在之者、城主にては候はば、其もの城え追入り、各相談、一人も残し置かず、なぜきりに申し付け可く候。百姓以下に至るまで、不相届に付ては、一郷も二郷もなでぎり仕るべく候。以下略

天正十八年八月十二日 秀吉(朱印)

浅野禪正小弼とのへ

徳川幕府の検地は、太閤検地にくらべて一段と苛酷になつてい  
る。秀吉の時の一間六尺三寸の棹を、六尺一分とし、一間について